

## 前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案について

前回（10月12日開催）の協議会で検討中としていたものについて事務局案をお示しいたします。また、前回の協議会の中で委員の皆様からいただいた主なご意見を整理し、事務局検討案を一部修正いたしましたので、ご協議ください。

※事務局検討案（条文案）のうち、前回の事務局検討案からの修正点は《二重山形かっこ書き》で前後を挟んでいます。

### 【論点】

#### 【前回の協議会で検討中としていたもの】

1. 財政上の措置について ..... 2
2. 障害理解に関する教育について ..... 4

#### 【前回の協議会の議論を踏まえての事務局検討案等】

3. 事業者の合理的配慮の提供の義務化について ..... 6
4. 災害時における支援体制等について ..... 8
5. 差別相談調整委員会の運用について ..... 9
6. 前回の協議会でお示しした事務局検討案のままとして検討したもの .. 10

## 【前回の協議会で検討中としていたもの】

### 1. 財政上の措置について

#### ○現状

現行の条例には財政上の措置に関する記載はなし。

#### ○検討案

財政上の措置の項目について、新たに追加はしない。

#### ○検討案の補足

事業者への合理的配慮の提供の義務化に伴う財政上の措置の必要性について、委員からの意見の他、関係団体等へのヒアリングでも同様の意見がございましたが、現行の第4条（市の責務）の中では「障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする」とあり、この施策の実施の中には当然ながら予算の確保という意味が既に含まれているものと考えており、これまでも条例に係る各施策を実施してきております。

なお、条例では、市の責務、基本的施策として、差別解消に関する施策を実施することとしており、財政上の措置を条例に規定しているか否かに係わらず、事業者の合理的配慮の提供の義務化に係る有効な施策等、引き続き必要な施策について検討してまいります。

#### ○委員からの主な意見

事業者に合理的配慮を義務付けるとすれば、事業者への助成金等の財政的支援を行うために予算を確保する必要があると思う。宮城県の条例には財政上の措置という項目があり、仙台市の条例の中にも同様の項目を盛り込むことで市としての責務が明確になると思う。

#### ○他自治体条例（参考）

##### ・宮城県

##### （第7条 財政上の措置）

県は、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けて施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

・名古屋市

(第4条 市の責務)

- 2 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

・福岡市

(第13条 財政上の措置)

市長は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講じるものとする。

## 2. 障害理解に関する教育について

### ○現状

現行の条例には教育に関する記載はなし。

### ○検討案（条文案）※第3章第1節に新設

#### ◀（教育の推進）

市は、児童が障害及び障害者に関する理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を実施するものとする。▶

### ○検討案の補足説明

委員からの意見の他、関係団体等へのヒアリングの場でも、子供のころからの障害理解教育の重要性についての意見があり、新たに追加いたしました。

### ○委員からの主な意見

- ・ 県の条例のように学校教育に関する内容を盛り込んでいけたら良いと思う。
- ・ 子供のころからの障害理解教育は重要であり、条例に学校教育に関する内容を盛り込むことが必要だと思う。小学校の低学年のうちから継続的な障害理解教育が必要であり、年齢に応じたカリキュラムを作成すること、それから障害当事者と交流しながら学ぶことが重要だと思う。

### ○他自治体条例（参考）

#### ・宮城県

##### （第17条 教育の推進）

県は、学校教育において、障害等に関する理解について、正しい知識を得るための教育が行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

#### ・さいたま市

##### （第29条 障害者に対する包括的な教育の実施等 3項・4項）

- 3 市及び市が設置する学校は、本市の教職員が障害者に対する理解を深めるために必要な措置を講じるとともに、学校教育法第1条に規定する特別支援学校及び同法第81条第2項に規定する特別支援学級における教育に携

わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。

4 市は、学校教育及び社会教育の場において、障害者に対する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

・広島市

(第 16 条 障害及び障害者に対する関心と理解の促進のための取組 4 号)

障害及び障害者に対する関心と理解を深めるための教育を推進すること。

・秋田県

(第 25 条 教育の推進)

県は、障害を理由とする差別の解消を推進する上で教育が果たす役割が重要であることに鑑み、幼児、児童、生徒及び学生に対し障害及び障害者についての理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

・福島県

(第 7 条 教育の推進)

県は、学校、家庭、地域社会等において、幼児期から障がい及び障がいのある人に対する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるとともに、障がいのある幼児、児童及び生徒並びに障がいのない幼児、児童及び生徒が地域で共に学ぶための環境の整備を積極的に推進するものとする。

・福井県

(第 13 条 教育の推進 第 3 項)

県は、学校、家庭、地域社会等において、子どもが障がいおよび障がい者に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

## 【前回の協議会の議論を踏まえての事務局検討案等】

### 3. 事業者の合理的配慮の提供の義務化について

○前回の協議会でお示しした事務局検討案

(第8条 市が行う合理的配慮)

市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

2 市は、障害者を雇用する場合において、障害者から障害者でない者との均等な機会の確保又は均等な待遇その他の取扱いの確保を求められた場合であって、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮をしなければならない

(第9条 事業者が行う合理的配慮)

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

2 事業者は、障害者を雇用する場合において、障害者から障害者でない者との均等な機会の確保又は均等な待遇その他の取扱いの確保を求められた場合であって、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮をしなければならない。

○委員からの意見等を踏まえての修正案

(第8条 市<<及び事業者>>が行う合理的配慮)

市<<及び事業者>>は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合<< (障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。) >>において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

2 市《及び事業者》は、障害者を雇用する場合において、障害者から障害者でない者との均等な機会の確保又は均等な待遇その他の取扱いの確保を求められた場合《(障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。)》であって、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮をしなければならない。

#### ○修正案の補足説明

委員からの意見のとおり、自ら意思を表明することが困難な方がいることを踏まえ、新たに文言を追加します。なお、事業者への合理的配慮が義務化されたことに伴い、市の合理的配慮について規定している第8条と、事業者の合理的配慮について規定している第9条が同じ内容となるため、第8条と第9条を統合します。

#### ○前回の協議会における委員からの主な意見

- ・ 第9条の中に、宮城県の条例と同じように「障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。」という文言を加えた方が良いと思う。障害当事者が意思の表明をすることが理想だが、それが困難な方もいるので、そのような方々の思いを汲み取れるようになると思う。
- ・ 意思の表明について、雇用の面から言えば、本人との対話だけでなく、家族や支援者等のサポートを受けながら積極的に意見を聞いていくということが盛り込めたら良いと思う。

#### 4. 災害時における支援体制等について

○前回の協議会でお示しした事務局検討案  
(第3条 基本理念)

七 災害時においては、障害者が避難や生活等をする上でより困難な状況に置かれることを踏まえ、障害者の安全を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること。

○委員からの意見を踏まえての修正案

七 災害時においては、障害者が避難や生活等をする上でより困難な状況に置かれることを踏まえ、障害者の安全~~を~~「安心」を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること。

○修正案の補足説明

委員からの意見を踏まえ、「安心」という文言を追加します。

○前回の協議会における委員からの主な意見

基本理念の中に「安心」という文言を加えて欲しい。安心は心の平穏を意味し、安全は身体の保護を意味するため、安心と安全の両面があった方が良いと思う。

## 5. 差別相談調整委員会の運用について

○前回の協議会でお示した事務局検討案

(第19条 助言又はあっせん)

2 調整委員会は、前項の審議のために必要があると認めるときは、関係当事者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

○委員からの意見を踏まえた修正案

(第19条 助言又はあっせん)

2 調整委員会は、前項の「規定による助言又はあっせんの」ために必要があると認めるときは、関係当事者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

○修正案の補足説明

助言又はあっせんの求めがあった該当事案について、現行条例に規定する「助言又はあっせんを行うため」の調査に加え、「助言又はあっせんの実施可否の判断のため」の調査等も必要となることから、委員からの意見を踏まえ、再度表現を修正します。

○前回の協議会における委員からの主な意見

事務局案の中の「前項の審議のために」という部分は、現行のとおり「前項の規定による助言又はあっせんを行うために」とするのが適切だと思う。

## 6. 前回の協議会でお示した事務局検討案のままとして検討したもの

### (1) 意思疎通の支援の充実について

#### ○前回の協議会における委員からの主な意見

- ・障害のある人のコミュニケーションは皆同じではないため、一般の市民が見たときに事務局案では「選択の機会」が具体的に何が分からないのではないかと。宮城県の条例第 19 条に記載があるように、「手話、拡大文字、筆記、点字、音声、触手話」等の具体例があると良いと思う。
- ・もう少し具体的な文言を入れて欲しいと思う。名古屋市の条例をみると、手話、点字、音声等、様々な手段が明記されており、加えて、最後に障害の特性に応じたものの利用促進となっており、「障害の特性に応じたものの利用」という表現がどこかに入った方が良いと思う。
- ・基本理念に新たに盛り込むことで、今後、「選択の機会」の具体例を求める声がいずれ出てくると思う。ただし、具体例を盛り込むとなると、意思疎通の手段のほかに情報の取得、利用の手段についても具体例を盛り込まなければいけなくなり、具体例を条例には盛り込まず、今後施策として検討するという事務局の対応案は妥当だと思う。
- ・事務局案の内容で良いと思う。具体的な内容を盛り込んだ場合には、仮にそこから漏れた場合の影響が懸念される。

#### ○前回の協議会でお示した事務局検討案のままとした理由

障害のある方の情報の取得又は利用のための手段については、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすることが必要であり、具体的な内容については施策の中で検討すべきものであると考え、現行のままとして検討します。

また、「障害の特性に応じたものの利用」という表現については、現行の条文の第 12 条意思疎通支援の充実の中に「障害の状態に応じた適切な配慮」と記載がございます。

## (2) 「女性」の表記について

### ○前回の協議会における委員からの主な意見

- ・条文の中に障害のある女性という限定的な表現はしない方が良いと思う。限定的な表現により、自身が排除されていると感じる人が出てしまう恐れがあることは、条例の前文にある「一人ひとりの多様な人格と個性を認め合い」という理念と齟齬が生じるのではないかと思う。むしろ県の条例にあるように、「全ての障害のある人は、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること」というような文言の方が、前文との整合がとれると思う。ただし、現在の条例や事務局案は法的に問題があるものではないということも理解している。
- ・「すべての障害者が」を強調することが前提であれば、「障害がある女性は」と文章の前段に表現するのは誤解を招きかねない。例示としての表現であれば、文章表現を吟味していただきたい。
- ・事務局の検討案の補足にある「現状、性的少数者等に関する個別条例は本市では制定されていない」ことの理由について、そのような事情もあるのだろうが、とても後ろ向きの理由に聞こえる。むしろ本市としてはどう取り上げ、どう変えようとしていくのが重要ではないかと思う。そのために様々な委員からの意見を聴取しているのではないかと思う。今の段階として、もし「障害がある女性」という表記を残すのであれば、今後の展望をも含めた、納得できる理由があるとよいと思う。
- ・委員意見の「女性より性的マイノリティの人の方がより制限されるのではないかの意見には同感で、「性的少数者」や「多様な性」という表現を盛り込むことも検討してみたが、一方で、多様な性について、国及び仙台市の中で、どんな方向でどんな配慮をすべきかについての方向性が整理できておらず、これらが障害とは言えない部分も多い現段階で、この条例に盛り込むことの難しさも感じる。
- ・「女性」の表記について、女性という文言を盛り込むことについては、様々な意見があるが、事務局案で良いと思う。

○前回の協議会でお示した事務局検討案のままとした理由

委員からは、現在、多様な性の認識が浸透してきており、多様な性を前提とした考えのもと、「女性」という限定的な表現をしない方が良いという意見があります。

一方で、複合的な要因により差別を受けやすい障害のある女性という視点は、障害者権利条約においても掲げられている内容であり、条例制定時と変わらず、現在もより適切な配慮が求められています。そのため、現時点では、「女性」という表現を削除しなければならない大きな状況変化等がないことから、例示として引き続き本市の条例においても盛り込むことを検討します。

この点については、文書の前段に明記することの問題点についてもご意見をいただきましたが、ご提案いただいた、表現の位置を変えることによる効果は限定的なものと考えます。

また、委員からは多様性を含んだ条文についてもご意見をいただきましたが、多様性については考え方が非常に複雑であり、現状、性的少数者等に関する個別条例等は本市では制定されていないこと、他の自治体においては多様性を尊重する社会に関する条例等を別途制定していることから、本条例への掲載について個別に検討するのは難しい内容だと考えます。

なお、10月24日の第72回障害者政策委員会で提示された基本方針改定案においては、「障害のある女性は、障害があることに加えて女性であることにより合理的配慮の提供を申し出る場面等において機会が均等に得られなかったり、不当な差別的取扱いを受けやすかったりする場合があります」といった意見があること、障害のある性的マイノリティについても同様の意見があること（参考資料14ページより一部抜粋）という修正案が新たに示されております。本市においても、性的少数者等を含む全ての障害者の個別事情に応じた配慮の必要性について理解が促進されるよう取り組んでまいります。

### (3) 入所施設の表記について

#### ○前回の協議会における委員からの主な意見

- ・ 検討案（条文案）に基本的に賛成だが、北九州市の条例を見て、「通所」は含まなくてよいのだろうかという疑問が生じた。もし、通所やそれ以外の強制もありえて、それも禁止する項目として含めるのであれば、「福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）又は通所等を強制すること」となる。
- ・ 入所施設を運営する立場から言えば、最初に考えるのは本人の意思決定であり、その次に相談に乗るという流れが普通だと思う。そう考えると、現行の条文は、「相談及び支援の文言」と「障害者の意思に反しての文言」の順番が逆であると思う。
- ・ 以前は本人の意思に基づいて入所している方は少なかったのかもしれないが、現在は本人の意思決定によるものが多いと思う。条文の「強制」という言葉は非常にインパクトがあり、事情があって現在入所している方の家族からみたら良い印象は受けないと思う。
- ・ 現行の条文では「生活」という文言が含まれており、在宅サービスを受けながら生活している人も多いので、引き続き「生活」という文言を含めた方がよいと思う。
- ・ 入所施設の表記について、新たに入居の文言を含んだ検討案の内容で良いと思う。

#### ○前回の協議会でお示した事務局検討案のままとした理由

事務局としては、本人の意思に反した「居住する場」を基準として考えたときに、通所や訪問については居住する場は強制されていないと認識して対象を線引きし、現行の案のままで検討します。

表現の順番についてのご意見もいただきましたが、条例の文言の順序と現場における考え方の順序は必ずしも一致させるべきものではないと考えます。

また、「強制」という表現について、入所している方のご家族からの印象が良くないというご意見もありましたが、条例では、「意思に反した入所や入居」を差別として明記しているのであり、施設への入所や入居そのものを差別としているわけではないため、このままの表現で検討します。